(令和3年4月1日以降)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 登録基準

1 規模(面積)

<一般住宅>

- ・各住戸の床面積が25 ㎡以上
- ・台所、収納、浴室・シャワー室が共同利用の場合、18 ㎡以上

<共同居住型住宅(シェアハウス)※>

- ●単身向け(専用居室の入居者は1人)
 - ・各専用居室の床面積が9㎡以上
 - ・住宅全体の面積が15 m×居住人数+10 m以上
- ●ひとり親世帯向け(専用居室の入居者はひとり親世帯(親+子)1世帯)
 - ・各専用居室の床面積が 12 ㎡以上 ただし、住宅全体の面積が 15 ㎡×A+24 ㎡×B+10 ㎡以上の場合、10 ㎡以上
 - ・住宅全体の面積が 15 ㎡×A+22 ㎡×B+10 ㎡以上 ただし、A≥1かつ B≥1若しくは A=0 かつ B≥2

A:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 B:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

★東京都のみの緩和基準

平成30年3月30日までに着工された住宅の場合、以下の都の緩和基準が適用されます。

<一般住宅>

・着工年度別に各住戸の床面積の基準(25 ㎡以上)を緩和

着工日	~平成8年3月31日	平成8年4月1日 ~平成18年3月31日	平成 18 年 4 月 1 日 ~平成 30 年 3 月 30 日
面積	15 ㎡以上	17 ㎡以上	20 ㎡以上

・台所、収納、浴室・シャワー室が共同利用の場合、共用部分に十分な面積を 有するときは、各戸の床面積の基準(18 ㎡以上)を 13 ㎡以上に緩和

<共同居住型住宅(シェアハウス)※>

●単身向け

- ・各専用部分の床面積(9㎡以上)を、7㎡以上に緩和
- ・住宅全体の面積の基準(15 ㎡×居住人数+10 ㎡)以上を、

(13 m × 居住人数 + 10 m) 以上に緩和

※共同居住型住宅(シェアハウス)について

- ・共同利用する居間、食堂、台所、その他居住の用に供する部分を有する賃貸住宅が対象です。
- ・各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積は含みますが、他の設備の 床面積は含みません。
- ・居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人も含みます。

2 構造

- ①消防法、建築基準法等に違反しないものであること
- ②耐震性があること (新耐震基準に適合していること)
- ※旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工)の建物であっても、耐震性があれば登録可能です。

3 設備

<一般住宅*>

各住戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること (台所、収納、浴室・シャワー室は、共同利用可の場合、各住戸に備えなくてもよい。)

<共同居住型住宅(シェアハウス)>

●単身向け

- ・住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又は シャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えること
- ・便所、洗面設備、浴室又はシャワー室は、居住人数を5で除した数を設けること(例えば、 定員4人であれば各設備は1つずつ、6人であれば各設備は2つずつ必要)

●ひとり親世帯向け

- ・住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又は シャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えること
- ・バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること
- ・便所と洗面設備は、AとBの合計数を3で除した数を設けること
- ・浴室とシャワー室は、AとBの合計数を4で除した数を設けること

A:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数

│ B:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

*平成30年7月10日以降、一般住宅では、洗面設備が不要となりました(国土交通省令改正)

4 賃貸条件・その他

- ①**入居を不当に制限**しないこと(**差別的**なもの・入居対象者が**著しく少数** ⇒ 不可)
- ②**家賃**が**近傍同種**の住宅と均衡を失しないこと
- ③国の**基本方針・**地方自治体の**供給促進計画**に照らして適切なものであること